2020年度農業問題研究学会若手研究者研究助成事業　募集要項

2019年〇月

農業問題研究学会

代表幹事　磯田　宏

１．事業の趣旨

農業問題研究学会は、前身の農業問題研究会を含め50年以上にわたり、社会科学として農業問題について研究を行っております。本学会では、農民層分解論を基礎理論として、農業構造問題、地代・地価問題、農業経営問題、農地利用問題などの農業生産に関わる研究領域を中心に、また食料問題、農村問題、歴史、貿易、外国農業などの領域も広く包摂し、我が国農業問題の全体構造の科学的な解明に取り組んで参りました。その際、濃密なフィールドワークを重視し、現場で生起している事象からの理論化を心掛けて参りました。

　本学会のもう1つの特色は、若手主体の学会ということです。これまで多くの研究者が若手の頃に本学会で研鑽を積み、大学、国立・地方研究機関等で現在も活躍しています。

　大学、独法、外郭団体改革により、農業問題研究及び若手研究者を取り巻く研究環境は厳しくなりつつあります。そこでこの度、2013年度農業問題研究学会総会での決議に基づき、本学会では学会及び農業問題研究の将来を担う若手研究者の育成を目的に、若手研究者研究助成事業を創設することになりました。第7回となる2020年度助成事業の概略は以下のとおりです。

２．研究課題

　本学会の主要研究テーマである農業問題について、社会科学的な視点から解明しようとする研究とする。特定の研究課題を指定しない。なお、フィールドワークに基づく研究であることを、選考に当っては重視する。

３．申請資格

（１）募集年度の4月1日時点で22歳以上35歳以下の本学会会員。

（２）大学院生の場合、申請書に指導教員名を明記すること（指導教員は本学会会員であることを要しない）。

（３）助成対象となる研究は、農業問題を対象とした単独研究または共同研究とする。なお共同研究の場合、助成事業に申請できるのは研究代表に限る。

４．助成内容及び助成金の交付

（１）助成期間は、2020年4月1日から2021年3月31日までの1年間、助成額は10万円とする。

（２）助成件数は、1～2課題程度とする。

（３）助成対象者への研究助成費は、予算が農業問題研究学会総会で承認され次第に速やかに交付されるものとする。

５．申請方法

　研究助成を希望する方は、**2019年10月31日（木）**までに、所定の書式（別紙）に従い、申請書を郵送又はメールで本学会事務局に提出してください。なお、これらの書式は、農業問題研究学会ホームページ（若手研究者研究助成事業のページ）から入手できます。

農業問題研究学会のホームページ：　http://rural-issues02.sakura.ne.jp/

農業問題研究学会事務局E-mail：　jimukyoku@noumonken.sakura.ne.jp

６．選考

　助成対象者の選考は本学会の常任幹事会において行い、幹事会の承認を経て決定致します。選考結果は本学会のホームページにて公開すると同時に、申請者に対して個別に通知致します。

７．研究成果

　助成対象者は、2021年3月31日までに、助成事業実績報告書を提出するとともに、報告書提出後1年以内に本学会において研究成果の報告（個別報告・シンポジウム報告）を行うか、会誌『農業問題研究』に投稿することが義務づけられます。また、その際に助成事業を受けたことを明記して下さい。これらが遵守されない場合、助成金の返還を求めることがあります。

＜宛　　先＞

〒102-0094　東京都千代田区紀尾井町3番29号 日本農業研究会館4F

（一財）農政調査委員会内　農業問題研究学会事務局　　担当：竹井

TEL： 03-5213-4330（代表）、 FAX： 03-5213-4331

E-mail： jimukyoku@noumonken.sakura.ne.jp

＜申請書提出締切＞

**2019年10月31日（木）必着**